

◎昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号の一部を改正する告示 新旧対照表

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定（昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号）

新	旧				
騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、昭和四十九年九月一日から施行する。 なお、関係図面は千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。 指定地域 <table><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> 備考 市街化調整区域及び用途地域とは、令和七年五月三十日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。	(略)		(略) 指定地域 <table><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table> 備考 市街化調整区域及び用途地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。	(略)	
(略)					
(略)					